

平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 福祉部(保育園)
 大矢知保育園、下野保育園、磯津保育園、くす北保育園
 (富田保育園、坂部保育園、笹川西保育園は事務局による事前調査のみ実施)
 3 監査実施期間 平成21年11月13日
 4 監査結果報告 平成22年2月1日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)支出事務について ア 見積書と請求書に代表者印漏れが見受けられたので、今後このような不備が生じないように注意すること。【注意事項】(下野保育園)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>イ 支出命令時に、物品等の納品を確認するため納品書等が必要であるが、納品書の日付が支出命令書の検査検収日の後となっているもの、又は記入されていないものが見受けられたことから、適正な事務の執行に留意すること。【注意事項】(下野・富田・坂部保育園)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(2)備品の管理について 備品の管理について、備品ラベルが貼られていないものが見受けられたので適正な管理を行うよう注意すること。【注意事項】(大矢知保育園)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>(3)公印管理について ア 公印取扱責任者は、四日市市公印規則の規定に基づき、公印管守者の事務を補佐するため、その課の職員の中から管守者が指名することとなっている。管守者と同じ人が届けられている園が見られたので、取扱責任者の指名に際しては、規則の趣旨に留意すること。【注意事項】(全園共通)</p>	(注意事項につき回答不要)
<p>イ 公印台帳の副本において公印取扱責任者の記載漏れがあったので、四日市市公印規則に基づき整備を行うこと。【是正改善事項】(大矢知保育園)</p>	<p>【措置済】 平成21年11月12日 直ちに整備を行った。(公印取扱責任者は主任、公印管守者は園長)</p>

<p>同上 【是正改善事項】(富田保育園)</p>	<p>【措置済】 平成21年11月12日 直ちに整備を行った。(公印取扱責任者は主任、公印管守者は園長)</p>
<p>(4)財産管理について 遊具などで工作物として登録すべきものを物品として登録されているものや登録が漏れているものが見受けられた。四日市市公有財産規則に基づき、工作物として登録するよう改めること。【是正改善事項】(磯津保育園)</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 園庭の砂場、ウサギ小屋、倉庫が、工作物台帳から漏れていたため、工作物台帳への登録を行った。</p>
<p>同上 【是正改善事項】(くす北保育園)</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 園庭の木製大型遊具及び木製ブランコについては、合併前の楠町における登録状況のまま備品台帳により管理してきたが、監査を契機に四日市市公有財産規則に基づき、工作物としての登録に改めた。</p>

児童 第 877 号
平成22年 3月31日

四日市市監査委員 様

四日市市福祉部長

平成21年度定期監査等の結果に基づく改善措置または対応状況について

平成22年2月1日付け監査第84号で通知された監査結果に基づき措置を講じることを求められた事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

また、未措置の事項に係る対応状況についても、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 福祉部(保育園)
大矢知保育園、下野保育園、磯津保育園、くす北保育園
(富田保育園、坂部保育園、笹川西保育園は事務局による事前調査のみ実施)
- 3 監査実施期間 平成21年11月13日
- 4 監査結果報告 平成22年2月1日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)支出事務について ア 見積書と請求書に代表者印漏れが見受けられたので、今後このような不備が生じないように注意すること。【注意事項】(下野保育園)</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>イ 支出命令時に、物品等の納品を確認するため納品書等が必要であるが、納品書の日付が支出命令書の検査検収日の後となっているもの、又は記入されていないものが見受けられたことから、適正な事務の執行に留意すること。【注意事項】(下野・富田・坂部保育園)</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>

<p>(2)備品の管理について 備品の管理について、備品ラベルが貼られていないものが見受けられたので適正な管理を行うよう注意すること。【注意事項】(大矢知保育園)</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>(3)公印管理について ア 公印取扱責任者は、四日市市公印規則の規定に基づき、公印管守者の事務を補佐するため、その課の職員の中から管守者が指名することとなっている。管守者と同じ人が届けられている園が見られたので、取扱責任者の指名に際しては、規則の趣旨に留意すること。【注意事項】(全園共通)</p>	<p>(注意事項につき回答不要)</p>
<p>イ 公印台帳の副本において公印取扱責任者の記載漏れがあったので、四日市市公印規則に基づき整備を行うこと。【是正改善事項】(大矢知保育園)</p>	<p>【措置済】 平成21年11月12日 直ちに整備を行った。(公印取扱責任者は主任、公印管守者は園長)</p>
<p>同上 【是正改善事項】(富田保育園)</p>	<p>【措置済】 平成21年11月12日 直ちに整備を行った。(公印取扱責任者は主任、公印管守者は園長)</p>
<p>(4)財産管理について 遊具などで工作物として登録すべきものを物品として登録されているものや登録が漏れているものが見受けられた。四日市市公有財産規則に基づき、工作物として登録するよう改めること。【是正改善事項】(磯津保育園)</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 園庭の砂場、ウサギ小屋、倉庫が、工作物台帳から漏れていたため、工作物台帳への登録を行った。</p>
<p>同上 【是正改善事項】(くす北保育園)</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 園庭の木製大型遊具及び木製ブランコについては、合併前の楠町における登録状況のまま備品台帳により管理してきたが、監査を契機に四日市市公有財産規則に基づき、工作物としての登録に改めた。</p>

平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 福祉部(保育園)
 大矢知保育園、下野保育園、磯津保育園、くす北保育園
 (富田保育園、坂部保育園、笹川西保育園は事務局による事前調査のみ実施)
 3 監査実施期間 平成21年11月13日
 4 監査結果報告 平成22年2月1日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

<p>(1)現金等の保管について 預かり金を管理する通帳について、保管者と口座名義人が同一となっている園が見受けられた。内部牽制機能を働かせるために、保管者と口座名義人を別にするなど、保管者と取扱者を別々にし、常に複数の目が届くように努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 保管者(主任)と口座名義人(園長)を別々とし、取り扱い時には、複数の目でチェックする体制へ改善した。</p>
<p>(2)物品の管理について ア 手提げ金庫や倉庫の中の保管物についてはリストを作成し、定期的な点検に努めること。 また、一部の園では消耗品を多量に(数年分相当)を在庫している園が見られた。常に適正な在庫量を把握したうえで、必要量の発注に努めるなど、経営感覚を持って園の運営にあたることを要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 手提げ金庫については、通帳とコメリカードの保管のみのため、使用する時は、適正管理を行う。倉庫の保管物は、在庫管理表を作成するように改めた。在庫管理表で、定期的に在庫量を確認し、適正な在庫量の管理及び必要量の発注を行うよう改善した。</p>
<p>イ 保育室など各部屋の整理整頓にあたっては、本やおもちゃ等がいかに見やすく出し入れがしやすいかなど、収納の工夫をし、効率性・機能性の向上に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年7月30日 引き続き整理整頓を心掛け機能性の向上に努める。</p>
<p>ウ おもちゃを定期的に清掃・点検することで衛生面の強化、紛失の防止、耐久年数の長期化に努めるとともにより効果的な活用に努めること。また、陳腐化・不用化している物品については児童福祉課と相談の上、適正に処分すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年7月30日 引き続き、保育終了後の保育室の片付け、清掃時に、おもちゃについても点検し、汚れているものは洗浄するなどにより長期的な使用を図るよう努める。</p>

<p>(3) 賄材料費の支出について 園児の給食材料費として、各園で地域の利便性のよい業者から購入しているが、地元の業者数の減少により、価格に競争原理が働きにくくなることが懸念される。他の園での購入実績を参考にして比較するなど、安全でよりよいものをより安価にということを中心に、経費の圧縮に努めること。 【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年7月30日 給食材料については、食の安全・安心を第一に心掛け、数量等に変更が生じた場合の発注等に対して迅速に対応いただける地域の業者からの購入に努めているところであるが、引き続き、業者が固定化することで購入価格が高くなってしまわないよう検証を行い、状況によっては業者を変更するように努める。</p>
<p>(4) 食糧費の支出について 卒園式等において、来賓への接待・土産用に菓子類を購入している園が見受けられた。開園来のならわしなどを十分考慮したうえ、全園が公平に実施できるよう福祉部において基準を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年4月1日 22年度より卒園式等での食糧費の支出を行わないよう改めた。</p>
<p>(5) 施設の安全管理について 調理用以外にプロパン庫を設置している園があるが、設置されているボンベの容量が年間の使用量に比して過大なものが見受けられた。園児の安全等に配慮し、適切な容量のボンベを設置するよう検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 該当保育園(大矢知)において、ガス会社及び消防点検時において、安全確認を行ったところ、「シャッターが設置されて、ボンベが固定されていることにより、転倒の恐れや子どもが触れる恐れもなく安全である。また、容量を半分にした場合の危険度は、現状と変わらない。」との回答を得、改修の必要性はないと判断した。</p>
<p>(6) 保育環境の整備について 園舎の建設後、相当年数が経過して、床などに傷みが見受けられる園があったので、計画的に補修・修理をするなど保育環境の整備に努めるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年3月31日 施設の適切な維持管理を行うため、児童福祉課の担当者が定期的に園を訪問するなど状況把握を行い、保育環境の整備に努める。</p>